

平成28年度 予算編成方針

平成27年10月

瑞浪市

平成28年度予算編成について

1 国の経済・財政状況

我が国の経済は、内閣府が発表した10月の月例経済報告によると、景気は、「このところ一部に弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている」とし、先行きは、「雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される。一方、アジア新興国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある」としている。

他方、我が国の財政は、急速な高齢化の進展による社会保障関係費等の増大により、長期にわたり赤字が継続している。その結果、国債残高は国際的にも歴史的にも類をみない水準となっている。

このため、政府は、経済再生と財政健全化の両立の実現を目指すため「経済財政運営と改革の基本方針2015」において「経済・財政一体改革」を断行するとし、今後5年間の「経済・財政再生計画」に基づき「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の3本柱の改革を一体として推進し、これまでの取り組みを強化するとしている。

2 地方の財政状況

地方財政は、人口減少や地域経済の低迷に伴う地方税収の低下や国の財政状況の悪化など、今後の状況は不透明であるが、扶助費、公債費などの義務的経費の増加により、厳しい状況が続いている。

総務省から示された平成28年度地方財政収支の仮試算によると、地方の一般財源総額については、平成27年度地方財政計画の水準を確保するとし、地方財政の規模は、前年度比0.7%、6千億円増の85兆9千億円となっている。歳出では、給与関係経費が前年度比0.8%増、一般行政経費が1.6%増（社会保障費の増）などとなっており、歳入では、地方税が前年度比3.6%増、地方交付税が2.0%減、地方交付税の振替分である臨時財政対策債が2.1%減などとなっている。これは、国の平成28年度予算概算要求等に基づく数値であり、今後、経済情勢の推移、税制改正の内容、予算編成の動向等により大きく変わることも予想される。

また、岐阜県においては、これまでの行財政改革を着実に推進した結果、持続的な財政運営ができる状況であるが、中長期的には、社会保障制度や老朽化した社会資本への対応など、多くのリスク要因が存在することから、引き続き市町村の予算編成に大きな影響があることが予想される。

3 瑞浪市の財政状況と課題

財政健全化判断比率では、平成26年度決算においても4指標ともに健全の範囲であった。実質公債費比率は3.8%（前年度比△0.7%）、将来負担比率は算定されず、早期健全化基準を大幅に下回った。また、市債残高は、平成26年度末普通会計で136億円（前年度比△3.9%）、特別会計等を合わせた市全体では、250億円（前年度比△3.0%）と前年度より縮減が進んでいる。

歳入面では、平成26年度決算における市税収入は48億6千万円で、平成25年度比較では1千9百万円、0.4%の増であった。これに地方交付税及びその振替分である臨時財政対策債、地方譲与税等を含めた主な一般財源の総額は97億8千万円、前年度比1億6千万円の減となった。平成27年度の当初予算においては、基金繰入金の増などにより一般財源は、103億6千万円を計上した。平成28年度においては、国の経済対策などで緩やかな回復基調はあるものの、市税収入の大幅な回復は見込めないことや地方交付税の減額、臨時財政対策債の減額などを勘案し、一般財源は、99億円程度と見込まれる。

歳出面では、平成26年度決算において、繰上償還により公債費は削減しているものの、社会保障関係経費の扶助費や繰出金の増加の結果、財政の柔軟性を示す指標である経常収支比率は、92.5%と前年度より悪化している。この傾向は今後も続くことが予想される。（H25：88.4%）

このような財政基盤の硬直化を改善するため、債権管理体制を強化し歳入の確保に努め、市民や地域の行政需要に適切に対応する中で、より一層の事務経費の見直しを図り、経常的経費の抑制に努める。また、「費用対効果」を念頭に事業を厳選し、公共施設等の老朽化対策など施設の維持管理経費の増加が見込まれるため、公共施設等の利用需要を的確に把握するなど、長期的視野に立った持続可能な財政運営を行う必要がある。

また、国の経済財政運営の考え方や、「社会保障・税一体改革」など、行財政運営にも大きな影響を与える取り組みを注視し、適切に対応していく必要がある。

4 平成28年度予算編成における基本方針

平成28年度は、第6次瑞浪市総合計画（以下「6次総」という）に基づき、現在策定中の「瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という）や「第5次瑞浪市行政改革大綱」（以下「行革大綱」という）などの各施策の実現を目指し、行政サービスの受益と負担のバランスの取れたメリハリのある予算編成を基本とする。

1. 国の重点政策である地方創生について、既存事業の実効性を高めるとともに、積極的な政策提案を行い、未来につながる事業展開を図ること。
2. 社会保障と税の一体改革などで、財政構造が大きく変革するため、すべての事務事業の必要性、効率性、財源及びその効果について実効性の高いPDCAサイクルを確立し、求められている行政課題に適切に対応すること。

3. 経常的経費については、より一層の削減に取り組むものとする。各事務事業のコストの把握と事業効果の検証を行い、事業手法の見直しにより事業費の縮減を図り、目的の達成された事業あるいは効果の低い事業、執行率の低い事業については廃止するものとする。新規事業については、事業の目的と効果を明確化にするとともに、スクラップアンドビルドにより、既存の事業の効果を検証し、類似事業の統廃合や効果の低い事業の廃止などを実施後、その一般財源の範囲内で要求するものとする。
4. 投資的経費は、6次総実施計画に位置付けられた事業を優先的に予算化する。
5. 限りある財源を有効に活用するため、各事業の特定財源の把握に当たっては、安易に前年度の例に従うことなく、国・県の補助制度等の動向に十分注意を払い、適切に積算すること。しかしながら、一般財源の状況によっては計画どおり予算配分できない場合もあり得ることに留意すること。
6. 国の補正予算等の状況を注視し、前倒し実施が可能な事業については、平成27年度補正予算で要求するなど国・県等の情報収集に積極的に努め、事業・時期に遺漏のないようにすること。
7. 重点事業については、総合戦略の実現に向け、市長マニフェストに掲げる「まちの活性化」、「地域の絆強化」、「人口問題」に資する施策事業を基本とする。

(1) 総括的事項

- ① 歳入歳出全般にわたり見直しを行い、債権管理体制を強化し歳入の確保に努めるとともに、時代に適した住民の負託に応えられる施策・事業の展開を計ること。
- ② 6次総実施計画計上事業については、計画額の範囲内で調整するとともに、積算の根拠となる書類を添付すること（事業内容、積算額等が不明確なものは、予算は認められないものであること）。また、計画額を超える要求については、原則認めないものとする。しかしながら、実施計画決定後の諸般の情勢の変化によるやむを得ない事業費の増額変更については、その理由を明確にし、市長決裁（企画政策課合議）を事前に受けてから予算要求すること。また、実施計画に計上された特定財源が確保できない事業については、実施計画の計上がなかったものとして取り扱うので注意すること。
- ③ 経常的経費は、人件費・扶助費を除き、前年度当初予算額3%減とすること（扶助費等の社会保障関係経費については、国等の試算を参考に適切に計上すること）。行革大綱に基づき経費の抑制に努めること。定員管理等については定員適正化計画に基づき適切に対応すること。事務事業の簡素・合理化を進め、既定の組織及び人員の振替・融通等により対処すること。
- ④ 既定の事務事業については、原則10万円未満の事業については、廃止または統合すること。事業の必要性・効果・受益対象者・負担率等について精査し、必要性や費用対効果、執行率の低い事業については、廃止すること。また、事業手法の見直し等により事業効果の向上に努めること。

- ⑤ 国・県の補助事業については、事業の緊急性・必要性を勘案し、真に効果の上がるもののみを受け入れること。また、関係機関と連携を深め、最新の情報を把握し、補助対象事業費・補助金額の的確な積算を行うこと。
- ⑥ 新規事業については、既存事業の廃止・縮小などによる一般財源の確保を前提に、必要性、効率性、効果等を十分検討の上、予算要求すること。
- ⑦ 事業内容のあいまいなものや補正を前提とした予算見積は行なわないこと。予算科目・積算金額は正確に計上すること。
- ⑧ 市民参加型の行政を進めるため、行政施策の立案・実施に係るさまざまな場面で、市民参加の機会を確保すること。また、男女共同参画社会形成を推進する立場から各種の委員会だけでなく、実際の事務事業の実施過程においても、職員を含め女性の参加について積極的に推進すること。
- ⑨ 予算見積書の作成に当たっては、事業概要・効果・積算根拠等内容を精査し、簡潔で分かりやすい表現を用い、広く市民に説明できるように留意すること。
- ⑩ 予算見積書は、担当職員のみで作成することなく、課・係等の責任者が内容を十分に把握し、必要に応じ関係部課等との調整をした上で提出すること。
- ⑪ 予算執行率の低い事業または予算の流充用を行った事業については、事業の見直しを行うこと。その際、平成26年度決算において、予算執行率が70%未満の事業を計上する場合は、事業概要に必要性を記載すること。
- ⑫ 債務負担行為などの消費税率について、平成29年度以降は1.0%で積算すること。

(2) 歳入に関する事項

① 市税

今後の経済情勢・税制改正等の動きに十分留意しつつ、過去の実績等を踏まえ、課税客体・課税標準額を的確に把握し積算すること。滞納整理の着実な実施等、徴収率の向上に努め、滞納繰越を発生させないために、現年分の徴収強化に努めること。また、債権管理の適正化を図り、税負担の公平性の確保に努めるとともに、効率的な課税・収納体制の整備と正確な事務の執行に努めること。

② 地方譲与税・ゴルフ場利用税・地方交付税等

国の予算・地方財政計画及び過去の実績等を勘案し適正な収入見込額を計上すること。

③ 分担金及び負担金

事業の性格、受益の程度、他事業との均衡に配慮するとともに、他市の状況を勘案し必要な見直しを行い、負担の適正化に努めること。

④ 使用料及び手数料

物価の推移、当該事務処理に係るコストの状況に照らして、実態に即していないものについては、負担の公平性確保の面から検討し適正化を図ること。

⑤ 国庫支出金・県支出金

国・県の予算編成に注視し、補助対象事業の内容・補助基本額・補助率等を的確に把握し、適正な収入見込額を計上すること。

⑥ 財産収入

財産の現況を正確に把握し財産売却収入については時価に即した適正な価格を、財産貸付収入については昨今の経済情勢を考慮の上、適正な額を算定すること。

⑦ 寄附金

用途を限定した指定寄附金については、歳出予算の当該指定行政目的事業費の特定財源となるため、適切に対応すること。

⑧ 市債

事業の必要性・事業効果・交付税措置について配意し、適債事業を選定するとともに、建設事業に係る新規発行額は過大とならないよう予算計上額を抑制すること。地方交付税の振替分である臨時財政対策債も含め市債発行総額には十分注意すること。また、将来的な公債費負担を勘案し資金の借入条件等を十分検討の上、より低コストでの資金調達や償還額の平準化等を図ること。

⑨ その他の歳入

国・県以外の公的団体や民間団体による助成制度にも理解を深め、また、過去の実績等も勘案して、金額の多少にかかわらず漏れなく収入見込額を計上すること。

(3) 歳出に関する事項

① 人件費

定員適正化計画により適正な定員管理を確実に推進することとし、新たな行政需要、施設の新増設等についても、原則として職員配置転換等により対処すること。また、職員研修、勤務評定制度の活用など人材育成の取り組みを積極的に推進すること。さらに、組織の見直しや ICT を活用した事務処理の簡素化・効率化を図るとともに、施設の管理運営をはじめ各種の事務事業についても、経費の節減効果を十分検討の上、指定管理者制度やアウトソーシングの導入・拡大を図り、行政体制の再構築を進めること。嘱託職員については、事前に秘書課と協議の上、予算要求すること。

② 物件費

経常的な事務・管理経費については、原則前年度当初予算額 3% 減とすること。特に事務消耗品等は徹底した削減を図ること。また、電気代、燃料費等の削減は大きな課題であり、一部 ESP 契約はするものの、省エネルギー対策の面からもその使用量の削減が急務である。各課等においては、これら事務消耗品費、燃料費等の削減方を個別具体的に検討し、予算見積書の「予算見積概要の事務事業等見直し及び改善事項」欄に必ず記入すること（記載欄が不足する場合は別紙に記載し添付すること）。

賃金については、既存の事務事業の効率化や職員の事務配分の見直しなど業務遂行体

制の改善による対応を第一に検討し、やむを得ない場合に検討すること。賃金の予算計上に当たっては、事前に秘書課と協議の上、要求すること。

物品のリースについては、コピーパフォーマンス契約以外は経常的経費抑制のため買取についても検討すること（現在のリース物件で状態がよいものは、再リース等も検討すること）。

委託料については、費用対効果を十分に検討し、人件費等の経費削減効果の高いものは積極的に導入を図ること。この場合、積算根拠を明示し、経費削減の効果額を記載すること。また、指定管理者制度を導入している施設については、施設修繕に係る経費負担を明確にしておくとともに、施設管理が、安全かつ適切に行われるように指導を徹底すること。

電算処理システムの改良・新規導入については、事前に企画政策課情報ネットワーク係と協議の上、予算要求すること。

社会保障・税番号（マイナンバー）制度については、関係経費を適切に予算要求すること。

ETCカードについては、総務課管財係の一元管理とするので留意されたい。

(ア) 旅 費 県内の宿泊、長距離の複数人の出張は原則認めない。出張の場所・目的を明確にし、正確な積算を行うこと。各種の審議会委員等の視察研修については、任期中1回とし、削減に努めること。

(イ) 食糧費 官公庁間（検査など）及び職員（特別職を除く）に対する食糧費（ペットボトル等飲料含）は要求しないこと。

食糧費の必要となる会議の出席人数は最小限に抑えること。昼食をさむ会議・研修等は計画しないこと。また、夜の会食は厳に慎むこと。会議時の飲み物はペットボトル等を限度とする。

③ 補助費等

負担金・補助及び交付金については、その財源の殆どが一般財源であることに留意し、行革大綱の行動計画及び補助金等の交付基準、負担金及び交付金の基本方針に従い、必ず規則・要綱等を整備し、終期を設定すること。また、その目的・事業効果を検証し、適切に対応すること。

運営補助金は、法令等（条例、規則を含む）で別に定めのあるものを除き、予算は認められない（現在、法令等の定めのないもので必要な場合は、補助対象ごとに条例または規則を定めること）。事業補助金は、要綱等に従い、終期及び評価の結果等を記載すること。交付金については、「市の実施すべき事業」の規定に合致するもののうち、費用対効果等を十分に検証し、当該交付金の規則等に基づき評価の結果等を記載のうえ予算要求すること。

負担金については、事業負担金は事業内容と負担割合を精査し適正に計上すること。

運営負担金については、内容を精査し、適正に計上すること。

次に掲げるものは廃止すること。

1. 奨励的な補助金で5年を経過し、当初の補助目的を達成したもの
2. 補助・交付金で効果に疑問のあるもの及び公的関与の範囲を超えていると認められるもの
3. 補助・交付金で受益者が少数で固定されているもの（扶助的なものを除く）や趣味・同好会的な団体に対するもの
4. 負担金でその会費等の一部であってもその用途が公費で賄われることに疑問があるもの（個人の資格に係る加入団体への負担金など）
5. 他団体の同一部署間との勉強会的団体に対する負担金で、明らかに研修に係る費用を超える会費を徴収するもの

④ 扶助費

扶助費については、過去の支給状況等を参考に制度に従い適切に積算し計上すること。特定財源についても、その確保に努め適切に計上すること。

⑤ 維持補修費

維持補修費については、法令等に従い計画的に執行すること。施設の維持補修費は都市計画課施設係の査定を参考に予算化するので、協議の済んでいない案件については、早急に協議をすること。市民の安全・安心のため、施設等の管理には十分注意を払い、法令等に従い適切に対応すること。毎年発生する補修等の経費は過年度の状況等から適切な金額を計上すること。

⑥ 投資的経費

国・県の補助事業については、投資効果や超過負担あるいは事務負担等を勘案の上、計画的に事務を進め、事業実施にあたること。市単独事業については、特に必要性、緊急性の高い事業を重点的に選定し、実施する予定である。なお、大規模建設事業の予算要求に当たっては実施設計等に基づく要求をすること（実施設計等のないものは、予算は認められない。）6次総実施計画計上事業については、優先的に予算を配分する予定であるが、事業内容及び事業費を再度精査し、実施計画額の範囲内で予算要求すること。

施設の建設、改修等に係る事業で、設計・監理等を都市計画課施設係に委託を要する案件は、予算要求前に同係と調整のうえ、必要な事項の予算を要求すること。

⑦ 備品購入費

備品については、購入備品名を明示し、必要な理由及び積算の根拠を記して予定価格を想定し予算要求すること（購入備品の変更及び入札差金の執行については、厳に慎むこと。）

特殊車両を除く公用車については、各部署単位で削減及び軽量化の方向で検討し、更新に当たっては総務課管財係と協議すること。また、OA機器についても計画的に導入・配置するので企画政策課情報ネットワーク係と協議すること。

⑧ 長期継続契約

条例（平成19年10月1日施行）に基づく長期継続契約に係る予算については、複数年契約による経費の節減が図られるように努めるとともに、予算見積書に「長期継続契約」と必ず記載すること（自治法234条の3による電気、ガス、水、通信役務、不動産借受の契約についてはこの必要はない）。

⑨ その他

債務負担行為及び継続費については、後年度の財政負担を義務づけるものであり、将来の財政運営を圧迫する要因となるので、その設定については対象事業、限度額、後年度の財源確保の見通し、契約時期等を慎重に検討の上、要求すること。（限度額については、金額を基本とし、文言記載は原則認められない。）

(4) 特別会計・企業会計

特別会計・企業会計の予算編成については、一般会計に準ずるものとする。建設事業による市債の発行は、結果として市財政の硬直化を一層助長するものであるので、事業費の精査・縮減を図ること。経営については、合理化・効率化を図り、受益者負担の原則により公平で適正な料金等収入に努めること。また、歳入歳出においては、適正な項目での予算見積、及び執行に努めること。

一般会計からの繰出金については、原則的に繰出基準の範囲内とする。事業の性格上、やむを得ないものについては基準外繰出を認めるものであるが、繰出基準内・基準外の充当経費の区分ごとに具体的に積算根拠を示して要求すること。

特別会計においては、制度を十分に理解し、全体の事業費の見積りその財源と充当先を適切に計上すること。

※特別会計とは、特定の収入と特定の支出をもって一般会計と経理を別にする会計である。

担当課	総務部総務課財政係
直通電話	0572-68-9726
内線	328